

第 1 号 議 案

9 1 国民春闘方針（案）

○広範な労働者・県民と共同し91国民春闘の前進を

91国民春闘は、全労連・愛労連が結成されてからはじめて本格的にとりくむ春闘として、その「力の発揮」が問われる春闘です。

91国民春闘で愛労連に求められているのは、①全労連・愛労連が90国民春闘・秋年闘争での、ストライキを含む第5次までの統一行動と広範な労働者・国民を結集した共同行動をとりくみ、運動を大きく発展させてきたという教訓を生かしてたたかうこと。②愛労連に結集する労働者の要求の前進とともに県下270万労働者、670万県民のいのちとくらしをまもる要求の実現をめざしてたたかうこと。③広範な労働者・県民を結集した共同行動を構築すること。④大幅賃上げ・労働時間短縮を軸とする労働条件改善闘争、平和と民主主義を守る闘争、労働者・県民のいのちとくらしをまもる闘争などでローカルセンターとしてイニシアチブを発揮することです。

このような大きな任務をもつ91国民春闘を、私たちは有利な情勢のもとで迎えています。

「国連平和協力法」を国民世論の力で廃案に追い込んだ愛知参院補欠選挙の前進に引き続いて、沖縄知事選挙では革新県政が実現。職場では、長時間・超過密労働と低賃金によって矛盾がかつてなく拡大し、たたかうエネルギーが蓄積されてきています。そしてなによりもこの一年間、全労連の運動が前進し、労働者・国民との共同が発展してきています。

愛労連は、確信をもって91国民春闘の前進をめざして奮闘します。

○スローガン

「より人間らしく、変えよう職場と社会」

○春闘をめぐる情勢の特徴

1、いのちとくらしをめぐる労働者の状態

(1) 資本の側は、湾岸戦争の勃発などによる日本経済の先行き不透明を理由に労働者・国民からの収奪をいっそう強めようとしています。

91国民春闘を前にして資本の側は、1月17日に日経連の「労働問題研究委員会報告」をだしました。そのなかで特に強調しているのは、労働強化と人手不足による雇用問題で、低賃金労働力としての女性・高齢者・外国人労働者の活用をねらっていること。「景気の先行き不透明」を理由として定期昇給程度の賃上げという露骨な低賃金政策をうちだしていること。そして、国際的に非難をあびている労働時間問題については、「賃金と労働時間短縮パッケージ」論を展開し、労働強化をごまかす労働時間短縮を図ろうとしていること、などです。また、このように労働者にいっそうの犠牲を押しつけるために資本の協力者として「連合」との労使関係を露骨に強調していることにあります。

過労死に象徴されるように長時間・超過密労働は、労働者のいのちと健康を脅かし、人間らしい生活を奪い、家庭を破壊しています。長時間・超過密労働は、労働者の使い捨てそのものであり、労働力の再生産を妨げるところまできています。それだからこそ、労働時間短縮問題はかつてなく労働者の共通する切実な要求となってきています。

日本の労働者は、西ドイツ・フランスの年間労働時間1600時間にたいして、2100時間と30%以上も多く働かされています。そのなかでも愛知の労働者は、県の統計によっても、1989年には、全国平均月間総実労働時間174時間にたいして177時間と全国1、2位を争うほどの長時間にわたって働かされています。

500人以上の大企業での平均労働時間は184時間とながく、超過密労働と

かさなって過労死を多く発生させている原因をつくりだしています。

「トヨタ」は、「週休3日制・労働時間短縮・深刻な人手不足解消」といううたい文句で、現在の2組2交替制をやめ、一日の労働時間を8時間から9時間30分に延長する、3組2交替制に変更・実施しようとしています。

この「トヨタ」に追従するように、大同特殊鋼が、「休日数年間129日・休日たっぷり」ということで、「一日の労働時間を1時間から2時間延長する形で、勤務体系の変更をしてくれています。

資本の側は、このように年間あたりの労働時間を短縮するという装いをこらしながら、「24時間稼働、長時間・超過密労働」に労働者を追込み、いっそうの利潤の拡大をはかろうとしています。

労働者の生活がいっそう苦しくなっていることは、「要求アンケート」に寄せられている回答状況にハッキリと示され、大幅賃上げ闘争にたいする労働者の期待は大きなものがあります。

しかし、資本の側は、毎年のことながら春闘を前にして、「景気のかげり」「企業収益の減少予想」と前宣伝を強めています。確かに、5年間つづいている「いざなぎ景気」以来の景気は持続に陰りがみえはじめたといわれていますが、それは、企業の利潤が少し低下減少傾向ということであり、景気は依然として持続するといわれています。このようなもつで「連合」は、「91春季生活闘争」で、賃上げ・労働時間短縮・制度改善の3本柱でとりくむとしていますが、賃上げ要求8～9%の設定に象徴されるように、資本の賃金抑制政策を労働組合の側から支援している状況です。

91国民春闘では、このような資本と「連合」と一体となった「管理春闘」打破にむけて、職場から・地域からの運動をますます強めていかなければならない情勢にあります。

(2) 国民生活は、消費税の導入、住宅・土地価格の高騰などによって大変な状況にあります。

91年度国家予算は、世界の主要国が軍事費の削減をしているなかで、軍事費の拡大、政府開発援助費の増額、公共事業費の増額をはかりながら、その一方で、老人医療費の患者負担の値上げ、私学助成費の抑制など国民生活関連予

算の削減など国民生活を圧迫する予算編成となっています。

消費税が導入されて1年半たちました。この消費税の国民負担は、一家族平均10万円をこし、低所得家庭ほど大きな負担率となっています。消費税が導入されたことによる物価の便乗値上げ、土地・住宅の高騰などによって国民生活は「豊かさ」とは裏腹に、深刻な状況となってきています。

消費税問題は、「廃止か」・「見直しか」の協議を続けてきた「衆参両院合同協議会」の各党の意見が一致せず継続となりました。このことによって来年度予算案には、現行の消費税がそのまま残り、政府案として提案されることとなります。労働者・国民の生活と権利が守られるかどうかは、91国民春闘で消費税の廃止をはじめ、自衛隊の海外派兵反対など、国民的諸課題で、労働者・国民と幅広い共同をつくること、統一地方選挙で勝利することなど、世論と運動の前進にかかっている情勢にあります。

2、平和と民主主義をめぐる情勢の特徴

(1) 自衛隊の海外派兵・小選挙区制・政党法制定の粉碎を

イラク軍のクウェート侵攻は、どんな口実をつけようとも許すことができない暴挙です。このイラク軍のクウェート侵略を絶好の機会としてアメリカは、新しい世界戦略体制をつくることをねらい、日本から莫大な資金援助ばかりか自衛隊の派兵までを強く要求してきています。

政府・自民党は、アメリカの同喝まがいの要求と財界の要請にもとづいて、莫大な資金援助と、自衛隊の海外派兵をしようとしています。これは日米安保条約のいっそうの強化をねらうものであり、国際紛争を武力をもって解決しないという日本国憲法をまっこうから踏みにじるものです。

アメリカを中心とする多国籍軍は、1月17日にイラクへの武力行使をはじめました。日本政府は、この湾岸戦争を全面的に支持し、先の資金援助20億ドルに追加して、さらに90億ドルもの戦争協力資金と自衛隊と自衛隊機C130Hの派遣をし、戦争当時国になろうとしています。

このような日本政府にたいして国民は大きな怒りを燃やし、全国のいたるところで湾岸戦争反対・自衛隊と自衛隊機C130H派遣反対の闘争が急速におきてきています。

自民党の政権の安定と憲法「改正」をねらった小選挙区制・政党法問題は、自民党政治改革基本要綱案が決定されたことにより急速な法律制定にむけた動きが強まっています。

自衛隊の海外派兵をねらう新規立法とともに、通常国会の大きな焦点となる状況にあります。現在開会中の通常国会は、日本の平和と民主主義にとってかつてなく重要な国会となる情勢にあります。

臨時教育審議会の答申によって国家主義的な道徳教育をすることを目的としてつくられた新学習指導要領は、小学校から高校にいたるまで能力主義にもとづく差別と選別の教育を強制しています。愛知では高校の複合選抜入試制度とあいまって教育現場の深刻な状況が報告されており、県民規模の運動をさらに強化しなければならない事態にまでなっています。

このように91国民春闘は、労働者・国民への政府・自民党からの全面的な攻撃のなかでたたかうこととなります。

3、全般的な情勢の中での愛知の情勢

2月3日（日）投票でおこなわれた愛知県知事選挙は、短期間のとりくみでしたが、消費税廃止などくらし・福祉を守る要求と「戦争協力ノー」の広範な県民の意思が示される結果をつくりだしました。地方政治の革新をめざすたたかいかや、県民要求の実現にとって、ひきつづく統一地方選挙は、いっそう重要な意味をもっています。

大企業本位の行政がすすめられる反面、臨調地方「行革」での国庫補助金・負担金の削減による教育・福祉の切り捨て、自治体業務の民間下請けなどによる、住民サービスの低下など、住民負担の強化によって、住民と行政との矛盾が激しくなっています。とりわけ愛知は、中央直結の鈴木県政のもとでその矛盾がもっとも鋭くでてきています。

また、沖縄知事選挙で革新統一候補者が当選し、政府・自民党に大きな打撃を与えたように、自衛隊の海外派兵、コメの自由化、小選挙区制・政党法などに国民の明確な意思表示する選挙としても重視しなければなりません。私たちは、91国民春闘でかかげる要求の前進とあわせ、県民本位の行政の実現をめ

ざすためにハッキリと審判をくださ絶好な機会として春闘とともにたたかいを強めなければなりません。

このように91国民春闘は、日本の平和と民主主義が根本的に争われるもとで、労働者・国民のいのちとくらしにたいする全面的な攻撃のなかでたたかうこととなります。

○91国民春闘の位置づけとたたかいの基本的な方向

91国民春闘では、大幅賃上げ・労働時間短縮要求など愛労連に結集する労働者の要求を基礎に、県下270万労働者・670万県民の共通する最も切実な要求を最重点要求・課題とし、その要求の実現をめざすたたかいを基本にします。

労働条件改善の課題では、大幅賃上げと労働時間短縮闘争を軸に。国民的な課題では「戦争協力ノー」・90億ドルの戦費負担反対・自衛隊の海外派兵をねらう新規立法反対、小選挙区制・政党法反対、消費税廃止など、日本の平和と民主主義・国民生活の根幹にかかわる課題を重点に。県民要求では、老人医療の無料制度復活、医療制度改悪反対、看護婦増員、高校複合選抜入試制度の抜本的見直し、そして、統一地方選挙を重点課題としてたたかいます。

その理由は、私たちをとりまく情勢からいえば、政府・資本からの攻撃が全面的であるだけに、運動も全面的でなければなりません。しかし、春闘という限られた期間と労働者・国民が集中して運動をとりくむ時期であるだけに、最も切実な要求で共同を拡大し、要求の実現をめざす運動をつくりあげていく必要があること。91国民春闘は、愛労連を結成して本格的にとりくむはじめての春闘として、要求をかかえてたたかうということだけでなく、真に要求の実現と前進をはかる運動をつくりあげていかなければならないということから、重点要求を設定して力の集中をはかるということにあります。

この立場から「職場を基礎に」「産業別統一闘争を軸に」した運動をつくりあげ、「地域的・全国統一闘争」を追求します。

91国民春闘で、要求の前進がみられない場合は、なお、その要求を握ってはなさず、ねばり強く引き続いて運動を継続していきますが、運動の基本を次

のようにします。

I、広範な労働者・労働組合・諸団体との共同行動の拡大

II、要求の社会化・世論を形成する宣伝行動の強化

III、要求実現にむけた粘り強いたたかい

IV、相互支援・激励・連帯行動・統一行動の強化

○ 9 1 国民春闘統一要求

I、大幅賃上げ・全国一律最低賃金制の確立

1、愛労連の「賃上げ要求目標」

「健康で文化的な生活を営むことができる賃金水準の引き上げを目標として、「要求アンケート」で集約された要求額を基礎に、大衆討議を通して労働者の生活と労働の実態に根ざした賃上げ要求目標を決めます。そのための愛労連としての県下の労働者の「9 1 国民春闘大幅賃上げ統一要求目標」については、次のとおりとします。

9 1 国民春闘大幅賃上げ統一要求目標を一人平均 3 5 0 0 0 円以上とします。

2、賃上げの底上げ要求

- (1) パート・アルバイト・臨時雇い・派遣労働者など低賃金で働く労働者の賃金の底上げ要求を重視し、「だれでも 円」以上の賃上げをすること。
- (2) 企業内・産業別の最低賃金保障を「1 3 万円」以上とすること。

3、賃金体系の改善

人事制度・職務給・職能給・成績査定など男女差別や賃金差別を持ち込む賃金

体系の導入・拡大反対。

4、最低賃金制度の改善

(1) 地域最低賃金の改善の要求

地域最低賃金を時間給750円以上、日給6千円以上、月額13万円以上とすること。

(2) 全国一律最低賃金制を確立すること。

(3) 最低賃金制度の民主的確立の要求

中央・地方における最低賃金審議会の民主的運営と委員の公正・公平な選任をすること。

II、労働時間短縮要求

1、労働時間短縮の要求

(1) 年間総労働時間1800時間・週40時間の実現をめざす要求

- ① 現行労働基準法の週40時間を無条件に実施すること。
- ② 完全週休2日制にすること。
- ③ 労働時間の短縮にあたっては、一日の労働時間の延長をおこなわないこと。
- ④ 長時間労働をなくすために、残業規制目標を1カ月に30時間以内、年間150時間以内とすること。
- ⑤ 残業時間割増し率を50%に、深夜割増し率を50%に、休日出勤割増し率を100%に引き上げること。割増し率の計算賃金の基礎については、通勤手当を除くすべての手当とすること。
- ⑥ 年次有給休暇を最低でも20日とすること。パート労働者についても最低でも4労働週に年次有給休暇を保障すること。
- ⑦ 変形労働時間制、フレックスタイム制など労働時間の実質的延長・労働強化をもたらす労働時間の弾力化反対。

- ⑧ 夜間労働・交代制勤務の規制と保護条件の改善をすること。女子労働者にたいする深夜労働原則禁止条項の厳守と例外規定の縮小をすること。
- ⑨ 夏季休暇・リフレッシュ休暇など有給休暇制度の新設・改善をすること。
- ⑩ 労働時間短縮・有給休暇制度の新設・改善のために正規雇用による人員を確保すること。

Ⅲ、人べらし「合理化」反対、労働者の権利と雇用を守る要求

1、雇用を守る要求

- (1) 産業構造転換、ME・OA化をテコとした人べらし・首切り「合理化」反対。国立病院・医療所の統廃合・民营化・首切りに反対。公務・公共部門の定員削減計画反対、行政需要に対応する定員の確保をはかること。
- (2) 長時間・過密労働をやめさせ、労働を軽減するために人員増をすること。特に、看護婦など医療労働者の大幅増員と労働条件を改善すること。
- (3) 応援・配転・派遣・出向・単身赴任などについては、本人と労働組合の同意を条件とした労使事前協議制の確立・労働協約の締結をすること。
- (4) パート・派遣労働者などの不安定雇用労働者の労働条件を大幅に改善すること。
- (5) 中高年者の賃下げ、配転・首切り反対。
- (6) 障害者の雇用の促進をはかること。

2、労働者の権利を守る要求

- (1) 資本によるあらゆる形での差別や人権侵害を許さず、不当労働行為や労働組合活動・政治活動の抑圧反対。

(2) 男女差別の撤廃をめざし、男女機会均等法の民主的改善、産前・産後・生理休暇など母性保護の権利の拡充をはかること。

(3) 育児休暇・看護休暇の法制化をはかること。

(4) 労働委員会・各種審議会委員の民主的な選任と委員会・審議会の民主的な運営・機能の強化をはかること。

(5) 国鉄・政府・JRによる1047名の首切りに反対し、地労委命令の即時実施と、中労委命令を早期にひきだすたたかい

① 1047名の解雇の撤回と希望する職場への採用・不当配置転換をやめ元の職場へもどすこと。

② 不当労働行為にたいする地方労働委員会の救済命令の即時実施。中労委は地労委命令を基礎にした救済命令を早急にだすこと。

③ 組合間差別による配属・出向・配転などの不当な人事をやめ、賃金、一時金、昇格などの不利益扱いは早急に是正すること。

④ 利用者のサービスの向上、安全輸送確保のために必要な人員を確保すること。

IV、平和と民主主義・教育を守る要求

(1) 自衛隊の海外派兵をねらう新規立法反対。

(2) 小選挙区制・政党法制定反対、国勢調査にもとづく一票の格差を1対2未満とする議員定数の抜本的是正をすること。

V、いのちと暮らし教育を守る要求

1、民主的な教育を守る要求

- (1) 臨教審路線に反対、「日の丸」「君が代」の強要反対、新学習指導要領を白紙撤回すること。
- (2) 複合選抜入試制度の白紙撤回を含む抜本的見直しをすること。そのために教育現場をはじめ県民各層の意見を反映できる検討委員会を設置すること。
- (3) 高校40人学級、小中学校35人学級を早期に実現すること。

2、いのちと暮らしを守る要求

- (1) コメの自由化に反対し、安全な食糧政策の確立を強く国にはたらきかけること。
- (2) 消費税を即時廃止すること。
- (3) 差別医療をねらう医療制度の改悪反対。

○要求実現をめざす具体的なとりくみ

I、大幅賃上げをはじめとする労働条件の改善をめざすたたかい

1、闘争配置の基本的な考え

J Cや「連合」の動向を踏まえつつ、全労連・愛労連の闘争配置を可能な限り早期に確立する立場で、「管理春闘」打破と「国民春闘」の強化をはかりつつ「4月中決着」を基本に2月～3月段階の闘争を強化します。

2、具体的なとりくみ

- (1) 各単産は、3月27日までの間に回答指定日を設定した要求書を3月5日

までに提出をします。

(2) 2月27日におこなう「愛労連総行動」を出発点に、「目に見え・音に聞こえる」宣伝行動と経営者団体などへ要請行動をとりくみながら要求の前進をめざします。

(3) 3月下旬～4月段階は、回答指定日への集中をはかりつつ、回答を引き出す闘争に全力をあげます。そのために、各単産の戦術配置についての意見交換をしながら、可能な限り闘争戦術を高めるように努力しあうとともに、回答指定日には、集中して回答が引き出せるようにします。

(4) 全労連が計画している全国統一闘争日には、次のようなとりくみをします。

① 第1次全国統一闘争日＝2月中旬～下旬

ア、2月27日(水)を「愛労連総行動日」とし、91国民春闘統一要求に関係する官庁・企業・団体への申し入れ活動を大衆的におこないます。

イ、この日に第1次宣伝行動をおこないます。宣伝の内容は「要求アンケート」の集約結果と要求目標、春闘への参加の呼びかけ、県民要求などとなります。

② 第2次全国統一行動＝3月10日頃

第2次全県ピラ宣伝行動を予定します。

③ 第3次全国統一行動＝3月15日頃

全労連は、回答引出しのための「ストライキを含む統一行動」としていることから単産を中心とした行動となりますが、愛労連としては「決起集会」を予定します。(単産の闘争計画状況をみながら実施について検討します)

④ 第4次全国統一行動＝3月28日または29日

全労連は、この統一行動を「各単産のストライキの集中、官公労単産の時間内外の職場集会を配置するなど『官民一体』の統一行動となるよう努力する」としています。このようなことから第4次全国統一行動日は春闘のヤマ場の行動となると予想し、激励・連帯行動を配置します。また、3

月はJR・国鉄で働く労働者1047名が解雇された一周年でもありますから3月28日(木)に「91国民春闘勝利・国鉄闘争勝利愛知県集会」を開催します。

⑤ 第5次全国統一行動＝4月10日または11日

官公労単産の対政府闘争のヤマ場として短時間のストライキを含む統一行動、民間単産の回答の引き上げと決着にむけての行動が配置されますので激励・連帯行動を配置します。

⑥ 第6次全国統一行動＝4月下旬

未解決組合への決着にむけた支援行動を配置します。

(6) 91国民春闘共闘委員会を結成し、広範な労働組合結集した春闘をとりくみます。

Ⅱ、労働時間短縮・いのちと健康・労働者の権利を守るたたかい

1、長時間・超過密労働・過労死をなくし労働者のいのちと健康を守るたたかい
「長時間・超過密労働・過労死なくせ」という労働時間短縮闘争を91国民春闘の最重点課題として位置づけ運動を展開します。

(1) 運動の基本、

長時間・超過密労働を強いられている背景には、残業をしなければ喰っていけない低賃金や人べらし「合理化」による人手不足、差別昇任・昇格人事管理制度などがあります。労働時間短縮闘争は、健康で文化的な生活できる賃金の獲得、差別人事・給与制度の改善、必要な人員の確保などの要求と結合した総合的な運動です。そのための運動としては、何よりも職場からの人間らしい生活を実現するための要求の組織化、産業別闘争強化、世論の形成が求められています。当面、統一要求で明らかにした要求の実現をめざして、次のようなことを「運動の基本」としてとりくみます。

ア、長時間・超過密労働の実態の告発。イ、労働時間短縮の世論を形成する宣伝。ウ、関係官庁・企業・団体へ要請行動を運動の基本とし、方針を具体化します。

(2) 長時間労働の実態を告発するシンポジュームの開催

2月16日(土)午後2時から、長時間労働・超過密労働の実態を告発するシンポジュームを開催します。このシンポジュームは、大企業で働く労働者、労働問題研究所などと共同して開催します。

(3) 労働時間短縮・長時間労働反対要求の実現をめざす行動

① 労働時間短縮要求の実現とシンポジュームで明らかにされた労働の実態の改善をめざして、2月27日(水)に「愛労連総行動」をおこないます。その「総行動」を出発点にして、関係官庁・企業・団体へ申し入れ活動などを大衆的に繰り返しおこないます。

② 世論をつくりあげるための宣伝行動

第1次宣伝行動＝2月中下旬

第2次宣伝行動＝3月13日頃

第3次宣伝行動＝4月上旬に予定します。

この宣伝行動で労働時間短縮を強く県民に訴えていきますが、とりわけ大企業で働く労働者への宣伝行動を強化します。

(4) 「ノー残業デー」の実施について

① 「ノー残業デー」の実施について組織内合意を得るために「労働時間短縮学習会」・組織内宣伝活動を積極的にとりくみます。

② 「ノー残業デー」を毎月第2水曜日とします。毎月第2水曜日には、単産・地域で「ノー残業」を呼びかけるビラ・宣伝カーによる宣伝活動を検討します。

③ 地域労連は、組織内での合意をかちとりながら、地域の労働者・労働組合・企業・官庁にたいして申し入れ・宣伝行動をおこないます。

(5) 労働安全学習・経験交流集会の開催について

単産・地域労連の安全担当者を対象とした「労働安全・衛生学習交流集会」を2月13日(水)に開催します。

2、労働者の雇用と権利を守るたたかい

(1) 県の偏向労働行政を改めさせ、地方労働委員会・各種労働委員の民主的選任と委員会・審議会の民主的な運営をめざすたたかい

- ① 3月22日(金)に、名古屋地裁で第6回審問がおこなわれます。この審問では、相手側証人が証言することになると思われまので、この審問にむけたとりくみを成功させ、県側を追いつめていきます。

(2) パート・臨時など不安定雇用労働者にたいするとりくみ

「パート110番」を4月に開設します。この「パート110番」を成功させるために、宣伝行動・マスコミへの報道依頼などをします。

(3) 看護休暇・育児休業の制度化、男女差別の撤廃、母性保護の権利の拡充をめざすとりくみ

育児休業法案が、参議院社会労働委員会・育児休業制度検討委員会で、現在開会されている通常国会に提出することで全会一致するなど、私たちのたたかいが前進しています。さらに男女差別・母性保護の権利の拡充をめざす運動を強化します。

(4) 国鉄闘争の勝利にむけたとりくみ

- ① いままでとりくんできた「1千万署名」・「3億円カンパ」の目標達成にむけたとりくみを引き続いてとりくみます。とりわけ「3億円カンパ」は、「中労委命令」を出させるという原則的なたたかいが長期化する情勢になってきているとき、雇用保険が切れ、生活が大変困難になってきている1047名の労働者の生活とたたかいを支えるうえでどうしても目標達成をしなければならない活動ですので、とりわけ単産のとりくみを強化します。

4、いのちとくらし・教育を守るたたかい

(1) 医療制度改悪反対・看護婦の増員をかちとる運動

差別医療を拡大する医療法改悪法案が臨時国会で継続審議なっています。

また、看護婦不足は私たちの運動の広がりのもとで、マスコミも繰り返し報道せざるをえないほどの社会的な問題として深刻な状況になっています。

こうした状況のもとで医労連は、現在の75万人を倍にふやして150万人にするよう看護職員増員要求をだして運動しています。

愛労連としては、看護婦の労働条件改善闘争とあわせて医療を提供される側の立場で、「看護婦を増やして、良い看護を」ということで、看護婦増員闘争を91国民春闘の重要課題として、次のような運動をとりくみます。

- ① 「看護婦増員は当然」という世論をさらに高めるために宣伝行動を強化します。
- ② 看護婦の労働の実態を広く知るために「シンポジウム」を2月下旬に開催します。
- ③ 2月におこなう「愛労連総行動」で、県・名古屋市・厚生省東海北陸局など関係官庁への要請行動をおこないます。

(2) 老人医療制度改悪反対のたたかい

政府・自民党は、現在開会されている通常国会へ老人医療制度「改正」案を提出する準備をしています。

この改悪案は、外来800円を1000円に、入院400円を800円へと月額医療費の自己負担増をはかろうとしています。これは老人医療切捨てることによって、医療制度保険制度の全般についての抜本的改悪をしようとするものです。

このような老人医療改悪反対闘争については、「健康といのちを守る愛知県実行委員会」がとりくむ署名運動、中央団体がおこなう国会請願行動等に参加し、廃案をめざします。

(3) 新学習指導要領の白紙撤回・複合選抜入試制度の抜本的見直しを求めるたたかい

- ① 当面、「愛知・県民教育連絡会準備会」がとりくむ署名と宣伝を軸にした運動をとりくみます。
- ② 4月をもって複合選抜入試制度は、3年目を迎えることによって、高校生全部と高校生を持つ父兄が複合選抜入試制度を経験することになります。そこで、複合選抜入試制度が大きな問題となる秋にむけて、アンケート調査、シンポジウムなどをおこない意見を集約し、世論に訴える運動、教育委員会への要請行動など多彩な行動を複合選抜入試制度をすすめている団体と協議しながらとりくみます。。

(3) 消費税廃止をめざす運動

自民党は、両院合同税制協議会に食料品の小売段階非課税さえ除くという国民生活をまったく無視した「消費税の見直しについての新しい考え方」を出しました。日本共産党は、消費税廃止の確固とした立場を鮮明にしながら、国民の切実な要求にもとづく緊急処置を政府に要求するなど、消費税をめぐる動きは、来年度予算編成の時期を前にして活発な動きとなってきています。「消費税を止めさせる県連絡会」の提起する運動の積極的に参加します。

(4) 国民大運動県実行委員会がとりくむ県民要求の実現をめざす運動

国民大運動実行委員会は11月13日に「対県統一要求」にもとづいて県交渉をおこないました。その中から重点要求を決め運動のヤマ場を3月下旬に設定し対県交渉・県民宣伝行動を強化しながら要求の実現をはかるという方針を確認していますので、この方針にもとづいて運動を展開します。

V、いっせい地方闘争のとりくみ

いっせい地方選挙闘争は、県下で働く労働者・住民の要求を実現するための重要な闘争であると同時に、政府・自民党の反動政治をかえる流れをつくりだすためにも重要な闘争です。また、この選挙は91国民春闘と同時にとりくむ闘争です。選挙闘争での前進は春闘でかかげる要求の前進にも大きな影響を与えます。このような重要な選挙闘争であるだけに愛労連は、要求を基礎にした選挙闘争を

とりくみます。

1、住民のいのちとくらしを守る自治体確立をめざす運動

いっせい地方選挙では、地域要求を組織し、その要求の実現をめざす地域宣伝行動を重視しながら、地域住民とともに運動をします。

2、思想・信条の自由を保障する活動の確立

政党支持の自由、政治活動の自由を守り、特定政党支持の押しつけと企業ぐるみの選挙に反対します。もし、特定政党支持の押しつけや企業ぐるみ選挙がおこなわれている事実が明らかになれば、選挙委員会への告発、該当する組織への申し入れなどをおこないます。

VI、10万人愛労連建設を展望した組織拡大・強化

1、未組織労働者の組織化、未加盟労働組合の加入の促進、地域労連の拡大強化

(1) 3月～5月までの春闘のとりくみ期間と連動させて組織拡大期間を決めていますので、各単産・地域労連は、91国民春闘をとりくむなかでの組織拡大目標をたて、組織拡大運動を追求します。

(2) 組織拡大のすすんでいる単産・地域労連の経験を学び・交流するために「組織拡大交流集会」を3月19日(火)午後6時より愛労連で開催します。

2、91国民春闘でめざす地域労連の運動

90国民春闘では、どのような運動をしたらいいのか戸惑ったという地域組織からの声がありました。そこで、91国民春闘での地域労連の春闘方針をつくる基本を(a)地域の労働者・住民の要求を組織し、その要求の実現にむけて共同行動をとりくむこと、(b)要求・課題の実現をめざす世論をつくりあげる運動をすること、(c)さまざまな運動を通して組織の拡大をすることにおき、すべての地域労連が地域の状況のあった「91国民春闘方針」をつくるようにします。

Ⅶ、大企業の横暴を規制し、大企業で働く労働者との共同

タダ働き、長時間・超過密労働、職場の専制支配、産業空洞化、物価引き上げ・土地投機、自然破壊など大企業の横暴はすざましいものです。91国民春闘では大企業で働く労働者との共同を通して大企業の横暴を規制するたたかいが重要となっていますので、次のような運動をとりくみます。

- 1、「管理春闘打破」、長時間・超過密労働・過労死なくす運動などを共同してとりくもうと呼びかける門前宣伝行動、社宅宣伝行動をおこないます。
- 2、2月24日に「トヨタ・シンポ」、3月21日に「トヨタ総行動」をおこないます。
- 3、大企業の横暴を告発する「2・16シンポジウム」などをおこない、大企業の横暴の実態を明らかにしながら、大企業を社会的に糾弾する宣伝、申し入れ、不当利益の社会的な還元をもとめる行動などをおこないます。

9 1 国民春闘活動計画 (案)

課 題	1 2 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月
全労連 9 1 国民春闘行動計画						
全労連全国統一行動			→第1次統一行動←	10頃 / 第2次統一行動 15頃 / 第3次統一行動 28or29 / 第4次統一行動	10頃 / 第5次統一行動 下旬 / 第6次統一行動	
要求アンケート実施	14~15 / 国民春闘討論集会		29~30 / 第4回臨時大会 →→→→ 対方議会・自治体宣伝大衆行動 ←←←←	5←要求提出終了 27←回答指定日		
愛労連 9 1 国民春闘構想						
要求アンケート実施	19 / 対未組織労働者アンケートビラ配布 →→ 対大企業労働者アンケート ←←			上旬or中旬 / 第1次宣伝行動 13頃 / 第2次宣伝行動	上旬 / 第3次宣伝行動	
全国・愛労連統一行動	1~2 / 春闘討論集会			→→→→ 春闘前段行動 ←←←←	→ 回答引出し ←←	
知事選挙闘争	11 / 県民大集会 →→ 11 / 第1次行動期間	14 / 告示日 16~24 / 第2次行動	3 / 投票日	→第1次統一行動 9 / 愛労連臨時大会 24 / トヨタシンポ 27 / 愛労連総行動 16 / 労働時間シンポ	10頃 ← 第2次統一行動 15頃 ← 第3次統一行動 28 / 第4次統一行動・国鉄解雇争議抗議集会 21 / トヨタ総行動	10頃 / 第5次統一行動 下旬 / 第6次統一行動
組織拡大期間					→→→→→ 組織拡大期間 ←←←←← 19 / 組織拡大交流集会	
国鉄闘争	3 / 統一行動	上旬 / 統一行動	2 / 統一行動 14 / 映画「ハローマイ・トレイン」	1 / 統一行動	28 / 解雇一周年抗議集会	1 / 統一行動
地域労連の活動			「共同行動」地域組織づくり ← 春闘方針づくり			
国民大運動要求実現行動	6 / 交流集会 → 対県交渉	→ 対県交渉	→ 対県交渉		下旬 / 決起集会	
					地 域 春 闘	